

事例 2 : 高所で無理な姿勢で作業をしようとして、作業員が墜落

作業員が当日の作業の遅れを取り戻そうと焦り、決められた手順である作業床付き脚立を使用せず、更に墜落制止用器具も使用せず無理な体勢で枠組み足場から身を乗り出した結果、2.2 m下に墜落した。

原因

- ・ 墜落制止用器具を使用しなかった。
- ・ 作業床付き脚立を使用しなかった。

行動

- ・ 当日の作業の遅れを取り戻そうと、決められた手順を無視し、無理な姿勢で作業をした。

結果

- ・ 右手首骨折

教訓

高所作業では、墜落制止用器具を必ず使用する。
現場のルールと作業手順を遵守する。

